

关于发布《碳排放权登记管理规则（试行）》  
《碳排放权交易管理规则（试行）》和  
《碳排放权结算管理规则（试行）》的公告

公告2021年第21号

为进一步规范全国碳排放权登记、交易、结算活动，保护全国碳排放权交易市场各参与方合法权益，我部根据《碳排放权交易管理办法（试行）》，组织制定了《碳排放权登记管理规则（试行）》《碳排放权交易管理规则（试行）》和《碳排放权结算管理规则（试行）》，现将有关事项公告如下：

一、全国碳排放权注册登记机构成立前，由湖北碳排放权交易中心有限公司承担全国碳排放权注册登记系统账户开立和运行维护等具体工作。

二、全国碳排放权交易机构成立前，由上海环境能源交易所股份有限公司承担全国碳排放权交易系统账户开立和运行维护等具体工作。

三、《碳排放权登记管理规则（试行）》《碳排放权交易管理规则（试行）》和《碳排放权结算管理规则（试行）》自本公告发布之日起施行。

特此公告。

附件：1. 碳排放权登记管理规则（试行）  
2. 碳排放权交易管理规则（试行）  
3. 碳排放权结算管理规则（试行）

生态环境部  
2021年5月14日

《炭素排出権登記管理規則（試行）》  
《炭素排出権取引管理規則（試行）》および  
《炭素排出権決済管理規則（試行）》

公布に関する公告  
公告 2021 年第 21 号

さらに全国炭素排出権の登記・取引・決済活動を規範化し、全国炭素排出権取引市場の各参加者の合法的權益を保護するため、当部は、《炭素排出権取引管理弁法（試行）》に基づき、《炭素排出権登記管理規則（試行）》《炭素排出権取引管理規則（試行）》および《炭素排出権決済管理規則（試行）》を組織的に制定したため、ここに関連事項を以下の通り公告する：

一、全国炭素排出権登録登記機関の成立までは、湖北炭素排出権取引センター有限公司が全国炭素排出権登録登記システムのアカウント開設および運営維持などの具体的な業務を担う。

二、全国炭素排出権取引機関の成立までは、上海環境エネルギー取引所股份有限公司が全国炭素排出権取引システムのアカウント開設および運営維持などの具体的な業務を担う。

三、《炭素排出権登記管理規則（試行）》《炭素排出権取引管理規則（試行）》および《炭素排出権決済管理規則（試行）》は、本公告の公布日より施行する。

特にここに公告する。

付属文書：1. 炭素排出権登記管理規則（試行）  
2. 炭素排出権取引管理規則（試行）  
3. 炭素排出権決済管理規則（試行）

生態環境部  
2021年5月14日

<p>附件 1</p> <p style="text-align: center;"><b>碳排放权登记管理规则（试行）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 总则</b></p> <p>第一条 为规范全国碳排放权登记活动，保护全国碳排放权交易市场各参与方的合法权益，维护全国碳排放权交易市场秩序，根据《碳排放权交易管理办法（试行）》，制定本规则。</p> <p>第二条 全国碳排放权持有、变更、清缴、注销的登记及相关业务的监督管理，适用本规则。全国碳排放权注册登记机构（以下简称注册登记机构）、全国碳排放权交易机构（以下简称交易机构）、登记主体及其他相关参与方应当遵守本规则。</p> <p>第三条 注册登记机构通过全国碳排放权注册登记系统（以下简称注册登记系统）对全国碳排放权的持有、变更、清缴和注销等实施集中统一登记。注册登记系统记录的信息是判断碳排放配额归属的最终依据。</p> <p>第四条 重点排放单位以及符合规定的机构和个人，是全国碳排放权登记主体。</p> <p>第五条 全国碳排放权登记应当遵循公开、公平、公正、安全和高效的原则。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 账户管理</b></p> <p>第六条 注册登记机构依申请为登记主体在注册登记系统中开立登记账户，该账户用于记录全国碳排放权的持有、变更、清缴和注销等信息。</p> <p>第七条 每个登记主体只能开立一个登记账户。登记主体应当以本人或者本单位名义申请开立登记账户，不得冒用他人或者其他单位名义或者使用虚假证件开立登记账户。</p> <p>第八条 登记主体申请开立登记账户时，应当根据注册登记机构有关规定提供申请材料，并确保相关申请材料真实、准确、完整、有效。委托他人</p>	<p>付属文書 1</p> <p style="text-align: center;"><b>炭素排出権登記管理規則（試行）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>第一条 全国炭素排出権登記活動を規範化し、全国炭素排出権取引市場の各参加者の合法的權益を保護し、全国炭素排出権市場の秩序を維持するため、《炭素排出権取引管理弁法（試行）》に基づき、本規則を制定する。</p> <p>第二条 全国炭素排出権の保有・変更・決済・抹消の登記および関連業務の監督管理は、本規則を適用する。全国炭素排出権登録登記機関（以下、登録登記機関）・全国炭素排出権取引機関（以下、取引機関）・登記主体およびその他参加者は、本規則を遵守しなければならない。</p> <p>第三条 登録登記機関は、全国炭素排出権登録登記システム（以下、登録登記システム）を通じて全国炭素排出権の保有・変更・決済および抹消などに対して集中統一登記を実施する。登録登記システムが記録した情報は、炭素排出枠の帰属を判断する最終根拠である。</p> <p>第四条 重点排出単位および規定に合致する機構および個人は、全国炭素排出権の登記主体である。</p> <p>第五条 全国炭素排出権の登記は、公開・公平・公正・安全および高効率の原則を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 アカウント管理</b></p> <p>第六条 登録登記機関は、申請に基づき登記主体のために登録登記システムにおいて登記アカウントを開設し、当該アカウントは全国炭素排出権の保有・変更・決済および抹消などの情報の記録に使用する。</p> <p>第七条 各登記主体は、一つの登記アカウントのみ開設することができる。登記主体は、本人あるいは本単位の名義で登記アカウントの開設を申請しなければならない、他人あるいはその他の単位の名義を不正に使用あるいは虚偽の証書を使用して登記アカウントを開設してはならない。</p> <p>第八条 登記主体は、登記アカウントの開設を申請する際、登録登記機関の関連規定に基づき申請資料を提出し、関連資料が真実・正確・完全・</p>
---	---

<p>或者其他单位代办的，还应当提供授权委托书等证明委托事项的必需材料。</p> <p>第九条 登记主体申请开立登记账户的材料中应当包括登记主体基本信息、联系信息以及相关证明材料等。</p> <p>第十条 注册登记机构在收到开户申请后，对登记主体提交相关材料进行形式审核，材料审核通过后5个工作日内完成账户开立并通知登记主体。</p> <p>第十一条 登记主体下列信息发生变化时，应当及时向注册登记机构提交信息变更证明材料，办理登记账户信息变更手续：</p> <p>(一) 登记主体名称或者姓名；</p> <p>(二) 营业执照，有效身份证明文件类型、号码及有效期；</p> <p>(三) 法律法规、部门规章等规定的其他事项。</p> <p>注册登记机构在完成信息变更材料审核后5个工作日内完成账户信息变更并通知登记主体。</p> <p>联系电话、邮箱、通讯地址等联系信息发生变化的，登记主体应当及时通过注册登记系统在登记账户中予以更新。</p> <p>第十二条 登记主体应当妥善保管登记账户的用户名和密码等信息。登记主体登记账户下发生的一切活动均视为其本人或者本单位行为。</p> <p>第十三条 注册登记机构定期检查登记账户使用情况，发现营业执照、有效身份证明文件与实际状况不符，或者发生变化且未按要求及时办理登记账户信息变更手续的，注册登记机构应当对有关不合格账户采取限制使用等措施，其中涉及交易活动的应当及时通知交易机构。</p> <p>对已采取限制使用等措施的不合格账户，登记主体申请恢复使用的，应当向注册登记机构申请办理账户规范手续。能够规范为合格账户的，注册登记机构应当解除限制使用措施。</p>	<p>有効であることを保証しなければならない。他人あるいはその他の単位に手続きの代理を委託する場合、さらに授權委託書などの委託事項を証明する必要資料も提出しなければならない。</p> <p>第九条 登記主体の登記アカウント開設申請資料には、登記主体の基本情報・連絡先および関連証明資料などを含めなければならない。</p> <p>第十条 登録登記機関は、アカウント開設申請の受領後、登記主体が提出した関連資料に対して形式審査を行い、資料の審査通過後5営業日以内にアカウント開設を完了させ、登記主体に通知する。</p> <p>第十一条 登記主体の下記の情報に変更が生じた場合、速やかに登録登記機関に情報変更の証明資料を提出し、登記アカウント情報変更手続きを行わなければならない：</p> <p>(一) 登記主体の名称あるいは姓名；</p> <p>(二) 営業許可証、有効な身分証明書の類型・番号および有効期限；</p> <p>(三) 法律法規・部門規則などが規定するその他事項。</p> <p>登録登記機関は、情報変更資料の審査完了後5営業日以内にアカウント情報の変更を完了させ、登記主体に通知しなければならない。</p> <p>電話番号・メールアドレス・住所などの連絡先の情報に変更が生じた場合、登記主体は、速やかに登録登記システムを通じて登記アカウントにおいて更新しなければならない。</p> <p>第十二条 登記主体は、登記アカウントのユーザー名およびパスワードなどの情報を適切に保管しなければならない。登記主体の登記アカウントにおいて発生する一切の活動は、すべてその本人あるいは単位の行為と見なす。</p> <p>第十三条 登録登記機関は、登記アカウントの使用状況を定期的に検査し、営業許可証・有効な身分証明書が実際の状況と合致しない、あるいは変更が発生かつ要求に基づき速やかに登記アカウントの情報変更手続きを行っていないことを発見した場合、登録登記機関は、関連不適格アカウントに対して使用制限などの措置を講じなければならない。そのうち取引活動に及ぶ場合、速やかに取引機関に通知しなければならない。</p> <p>使用制限などの措置をすでに講じている不適格アカウントについて、登記主体が使用再開を申請する場合、登録登記機関にアカウント規範手続きを申請しなければならない。適格アカウントとして十分に規範的である場合、登録登記機関は、</p>
---	---

<p>第十四条 发生下列情形的，登记主体或者依法承继其权利义务的主体应当提交相关申请材料，申请注销登记账户：</p> <p>（一）法人以及非法人组织登记主体因合并、分立、依法被解散或者破产等原因导致主体资格丧失；</p> <p>（二）自然人登记主体死亡；</p> <p>（三）法律法规、部门规章等规定的其他情况。</p> <p>登记主体申请注销登记账户时，应当了结其相关业务。申请注销登记账户期间和登记账户注销后，登记主体无法使用该账户进行交易等相关操作。</p> <p>第十五条 登记主体如对第十三条所述限制使用措施有异议，可以在措施生效后15个工作日内向注册登记机构申请复核；注册登记机构应当在收到复核申请后10个工作日内予以书面回复。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 登记</b></p> <p>第十六条 登记主体可以通过注册登记系统查询碳排放配额持有数量和持有状态等信息。</p> <p>第十七条 注册登记机构根据生态环境部制定的碳排放配额分配方案和省级生态环境主管部门确定的配额分配结果，为登记主体办理初始分配登记。</p> <p>第十八条 注册登记机构应当根据交易机构提供的成交结果办理交易登记，根据经省级生态环境主管部门确认的碳排放配额清缴结果办理清缴登记。</p> <p>第十九条 重点排放单位可以使用符合生态环境部规定的国家核证自愿减排量抵销配额清缴。用于清缴部分的国家核证自愿减排量应当在国家温室气体自愿减排交易注册登记系统注销，并由重点排放单位向注册登记机构提交有关注销证明材料。注册登记机构核验相关材料后，按照生态环境部相关规定办理抵销登记。</p>	<p>使用制限措置を解除しなければならない。</p> <p>第十四条 下記の状況が生じた場合、登記主体あるいは法に基づきその権利義務を継承した主体は、関連申請資料を提出し、登記アカウントの抹消を申請しなければならない：</p> <p>（一）法人および非法人組織の登記主体が合併・分割・法に基づく解散あるいは破産などの原因により主体資格を喪失した；</p> <p>（二）自然人の登記主体が死亡した；</p> <p>（三）法律法規・部門規則などの規定するその他の状況。</p> <p>登記主体は、登記アカウント抹消を申請する場合、その関連業務を清算しなければならない。登記アカウント抹消の申請期間および登記アカウントの抹消後、登記主体は、当該アカウントを使用して取引などの関連実務を行うことはできない。</p> <p>第十五条 登記主体は、第十三条でいう使用制限措置に対して異議がある場合、措置の発効後15営業日以内に登記登録機関に再審を申請することができる；登録登記機関は、再審申請の受領後10営業日以内に書面にて返答しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 登記</b></p> <p>第十六条 登記主体は、登録登記システムを通じて炭素排出枠の保有量および保有状態などの情報を照会することができる。</p> <p>第十七条 登録登記機関は、生態環境部が制定した炭素排出枠分配プランおよび省級生態環境主管部が確定した排出枠分配結果に基づき、登記主体のために初回分配登記を行う。</p> <p>第十八条 登録登記機関は、取引機関が提供した成約結果に基づき取引登記を行い、省級生態環境主管部門が確認した炭素排出枠決済結果に基づき決済登記を行わなければならない。</p> <p>第十九条 重点排出単位は、生態環境部の規定に合致する国家認証任意排出削減量 (CCER) を使用して排出枠と相殺して決済することができる。決済部分に使用する国家認証任意排出削減量 (CCER) は、国家温室効果ガス任意排出削減取引登録登記システムにおいて抹消し、併せて重点排出単位が登録登記機関に関連抹消証明資料を提出しなければならない。登録登記機関は、関連資料の検査後、生態環境部の関連規定に基づき相殺登記を行う。</p>
---	---

第二十条 登记主体出于减少温室气体排放等公益目的自愿注销其所持有的碳排放配额，注册登记机构应当为其办理变更登记，并出具相关证明。

第二十一条 碳排放配额以承继、强制执行等方式转让的，登记主体或者依法承继其权利义务的主体应当向注册登记机构提供有效的证明文件，注册登记机构审核后办理变更登记。

第二十二条 司法机关要求冻结登记主体碳排放配额的，注册登记机构应当予以配合；涉及司法扣划的，注册登记机构应当根据人民法院的生效裁判，对涉及登记主体被扣划部分的碳排放配额进行核验，配合办理变更登记并公告。

#### 第四章 信息管理

第二十三条 司法机关和国家监察机关依照法定条件和程序向注册登记机构查询全国碳排放权登记相关数据和资料的，注册登记机构应当予以配合。

第二十四条 注册登记机构应当依照法律、行政法规及生态环境部相关规定建立信息管理制度，对涉及国家秘密、商业秘密的，按照相关法律法规执行。

第二十五条 注册登记机构应当与交易机构建立管理协调机制，实现注册登记系统与交易系统的互通互联，确保相关数据和信息及时、准确、安全、有效交换。

第二十六条 注册登记机构应当建设灾备系统，建立灾备管理机制和技术支撑体系，确保注册登记系统和交易系统数据、信息安全，实现信息共享与交换。

#### 第五章 监督管理

第二十七条 生态环境部加强对注册登记机构和注册登记活动的监督管理，可以采取询问注册登记机构及其从业人员、查阅和复制与登记活动有关的信息资料、以及法律法规规定的其他措施等进

第二十条 登録主体の温室効果ガス排出減少などの公益目的により保有する炭素排出枠を任意で抹消する場合、登録登記機関は、当該主体のために変更登記を行い、関連証明を発行しなければならない。

第二十一条 炭素排出枠の継承・強制執行などの方式による譲渡の場合、登録主体あるいは法に基づきその権利義務を継承する主体は、登録登記機関に有効な証明文書を提出しなければならない、登録登記機関が審査後に変更登記を行う。

第二十二条 司法機関が登録主体の炭素排出枠の凍結を要求した場合、登録登記機関は、協力しなければならない；司法による控除に及ぶ場合、登録登記機関は、人民法院が効力を有する裁判に基づき、登録主体の控除された部分の炭素排出枠に対して検査を行い、協力して変更登記および公告を行わなければならない。

#### 第四章 情報管理

第二十三条 司法機関および国家監察機関が法定の条件および手順に基づき登録登記機関に対して全国炭素排出権登記の関連データおよび資料について照会した場合、登録登記機関は、協力しなければならない。

第二十四条 登録登記機関は、法律・行政法規および生態環境部の関連規定に基づき情報管理制度を構築し、国家機密・商業機密に関わる場合、関連法律法規に基づき執行しなければならない。

第二十五条 登録登記機関は、取引機関と管理協力メカニズムを構築し、登録登記システムと取引システムの連動を実現させ、関連データおよび情報の適時・正確・安全・有効な交換を保証しなければならない。

第二十六条 登録登記機関は、災害時の復旧システムを構築し、災害管理メカニズムおよび技術サポート体系を構築し、登録登記機関および取引システムのデータ・情報の安全性を保証し、情報共有および交換を実現させなければならない。

#### 第五章 監督管理

第二十七条 生態環境部は、登録登記機関および登録登記活動に対する監督管理を強化し、登録登記機関およびその職員への質問・登記活動に関わる情報資料の調査および複製、および法律法規

<p>行监管。</p> <p>第二十八条 各级生态环境主管部门及其相关直属业务支撑机构工作人员，注册登记机构、交易机构、核查技术服务机构及其工作人员，不得持有碳排放配额。已持有碳排放配额的，应当依法予以转让。</p> <p>任何人在成为前款所列人员时，其本人已持有或者委托他人代为持有的碳排放配额，应当依法转让并办理完成相关手续，向供职单位报告全部转让相关信息并备案在册。</p> <p>第二十九条 注册登记机构应当妥善保存登记的原始凭证及有关文件和资料，保存期限不得少于20年，并进行凭证电子化管理。</p> <p style="text-align: center;"><b>第六章 附则</b></p> <p>第三十条 注册登记机构可以根据本规则制定登记业务规则等实施细则。</p> <p>第三十一条 本规则自公布之日起施行。</p>	<p>の規定するその他の措置などを講じて監督管理を行うことができる。</p> <p>第二十八条 各級生態環境主管部門およびその関連直属業務支援機関の職員、登録登記機関・取引機関・検査技術サポート機構およびその職員は、炭素排出枠を保有してはならない。すでに保有している炭素排出枠は、法に基づき譲渡しなければならない。</p> <p>いかなる人員も前項で列挙した職務に就く場合、その本人がすでに保有している、あるいは他人への代理委託により保有している炭素排出枠は、法に基づき譲渡かつ関連手続きを完了させ、職務先の単位にすべての譲渡関連情報および備案済である旨を報告しなければならない。</p> <p>第二十九条 登録登記機関は、登記したオリジナルのエビデンスおよび関連文書ならびに資料を適切に保存しなければならない。保存期限は20年を下回ってはならず、併せてエビデンス電子化管理を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第六章 附則</b></p> <p>第三十条 登録登記機関は、本規則に基づき登記業務規則などの実施細則を制定しなければならない。</p> <p>第三十一条 本規則は、公布日より施行する。</p>
--	---

<p>附件2</p> <p style="text-align: center;"><b>碳排放权交易管理规则（试行）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 总则</b></p> <p>第一条 为规范全国碳排放权交易，保护全国碳排放权交易市场各参与方的合法权益，维护全国碳排放权交易市场秩序，根据《碳排放权交易管理办法（试行）》，制定本规则。</p> <p>第二条 本规则适用于全国碳排放权交易及相关服务业务的监督管理。全国碳排放权交易机构（以下简称交易机构）、全国碳排放权注册登记机构（以下简称注册登记机构）、交易主体及其他相关参与方应当遵守本规则。</p> <p>第三条 全国碳排放权交易应当遵循公开、公平、公正和诚实信用的原则。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 交易</b></p> <p>第四条 全国碳排放权交易主体包括重点排放单位以及符合国家有关交易规则的机构和个人。</p> <p>第五条 全国碳排放权交易市场的交易产品为碳排放配额，生态环境部可以根据国家有关规定适时增加其他交易产品。</p> <p>第六条 碳排放权交易应当通过全国碳排放权交易系统进行，可以采取协议转让、单向竞价或者其他方式符合规定的方式。</p> <p>协议转让是指交易双方协商一致并经双方确认成交的交易方式，包括挂牌协议交易及大宗协议交易。其中，挂牌协议交易是指交易主体通过交易系统提交卖出或者买入挂牌申报，意向受让方或者出让方对挂牌申报进行协商并确认成交的交易方式。大宗协议交易是指交易双方通过交易系统进行报价、询价并确认成交的交易方式。</p> <p>单向竞价是指交易主体向交易机构提出卖出或买入申请，交易机构发布竞价公告，多个意向受让方或者出让方按照规定报价，在约定时间内通过交易系统成交的交易方式。</p>	<p>付属文書 2</p> <p style="text-align: center;"><b>炭素排出権取引管理規則（試行）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>第一条 全国炭素排出権取引を規範化し、全国炭素排出権取引市場の各参加者の合法的權益を保護し、全国炭素排出権市場の秩序を維持するため、《炭素排出権取引管理弁法（試行）》に基づき、本規則を制定する。</p> <p>第二条 本規則は、全国炭素排出権取引および関連サービス業務の監督管理に適用する。全国炭素排出権取引機関（以下、取引機関）・全国炭素排出権登録登記機関（以下、登録登記機関）・登記主体およびその他参加者は、本規則を遵守しなければならない。</p> <p>第三条 全国炭素排出権取引は、公開・公平・公正および信義則の原則を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 取引</b></p> <p>第四条 全国炭素排出権の取引主体は、重点排出単位および国家の関連取引規則に合致する機構および個人を含む。</p> <p>第五条 全国炭素排出権取引市場の取引商品は炭素排出枠とし、生態環境部は、国家関連規定に基づき適時その他の取引商品を追加することができる。</p> <p>第六条 炭素排出権取引は、全国炭素排出権取引システムを通じて行わなければならないが、協議譲渡・単一方向の入札あるいはその他の規定に合致する方式を採用することができる。</p> <p>協議譲渡とは、取引双方が協議による合意に達し、成約を確認する取引方式を指し、公示協議取引および大口協議取引を含む。このうち公示協議取引とは、取引主体が取引システムを通じて売却あるいは購入公示申告を提示し、譲受あるいは譲渡の意向がある側が公示申告について協議し、成約を確認する取引方式を指す。大口協議取引とは、取引双方が取引システムを通じてオファー・引き合いを行い、成約を確認する取引方式を指す。</p> <p>単一方向入札とは、取引主体が取引機関に売却あるいは購入申請を提出し、取引機関が入札公告を公布し、複数の譲受あるいは譲渡の意向がある側が規定に基づきオファーを出し、約定期間内に</p>
---	---

<p>第七条 交易机构可以对不同交易方式设置不同交易时段，具体交易时段的设置和调整由交易机构公布后报生态环境部备案。</p> <p>第八条 交易主体参与全国碳排放权交易，应当在交易机构开立实名交易账户，取得交易编码，并在注册登记机构和结算银行分别开立登记账户和资金账户。每个交易主体只能开设一个交易账户。</p> <p>第九条 碳排放配额交易以“每吨二氧化碳当量价格”为计价单位，买卖申报量的最小变动计量为1吨二氧化碳当量，申报价格的最小变动计量为0.01元人民币。</p> <p>第十条 交易机构应当对不同交易方式的单笔买卖最小申报数量及最大申报数量进行设定，并可以根据市场风险状况进行调整。</p> <p>单笔买卖申报数量的设定和调整，由交易机构公布后报生态环境部备案。</p> <p>第十一条 交易主体申报卖出交易产品的数量，不得超出其交易账户内可交易数量。交易主体申报买入交易产品的相应资金，不得超出其交易账户内的可用资金。</p> <p>第十二条 碳排放配额买卖的申报被交易系统接受后即刻生效，并在当日交易时间内有效，交易主体交易账户内相应的资金和交易产品即被锁定。未成交的买卖申报可以撤销。如未撤销，未成交申报在该日交易结束后自动失效。</p> <p>第十三条 买卖申报在交易系统成交后，交易即告成立。符合本规则达成的交易于成立时即告交易生效，买卖双方应当承认交易结果，履行清算交收义务。依照本规则达成的交易，其成交结果以交易系统记录的成交数据为准。</p> <p>第十四条 已买入的交易产品当日内不得再次卖出。卖出交易产品的资金可以用于该交易日内</p>	<p>取引システムを通じて成約する取引方式を指す。</p> <p>第七条 取引機関は、それぞれの取引方式について異なる取引期間を設け、具体的な取引期間の設置および調整は、取引機関の公布後に生態環境部に報告して備案する。</p> <p>第八条 登記主体は、全国炭素排出権取引に参加する場合、取引機関において実名の取引アカウントを開設し、取引番号を取得し、併せて登録登記機関および決済銀行においてそれぞれ登記アカウントおよび資金口座を開設しなければならない。各取引主体は、一つの取引アカウントのみ開設することができる。</p> <p>第九条 炭素排出枠は、「1トン当たりの二酸化炭素当量の価格」を計算単位とし、売買申告の最小変動幅は二酸化炭素当量1トン、申告価格の最小変動幅は0.01元とする。</p> <p>第十条 取引機関は、それぞれの取引方式について一件あたりの売買の最小申告量および最大申告量を設定しなければならない。市場のリスク状況に応じて調整することができる。</p> <p>一件あたりの売買申告量の設定および調整は、取引機関が公布後、生態環境部に報告して備案する。</p> <p>第十一条 取引主体が申告する取引商品売却量は、その取引アカウント内の取引量を超過してはならない。取引主体が申告する取引商品購入に相応する資金額は、その取引アカウント内の使用可能資金を超過してはならない。</p> <p>第十二条 炭素排出枠売買の申告は、取引システムにおける受領後、直ちに発効となり、当日の取引時間内は有効であり、取引主体の取引アカウント内の相応する資金および取引商品は即時ロックされる。未成約の売買申告は、取り消すことができる。取り消されず、成約に達しなかった申告は、当日の取引終了後に自動的に失効となる。</p> <p>第十三条 売買申告が取引システムにおいて成約した後、取引は即時成立となる。本規則に合致して成立した取引は、成立時に直ちに取引発効となり、売買双方は、取引の結果を承認し、清算・受渡の義務を履行しなければならない。本規則に基づき成立した取引について、その成約結果は、取引システムが記録した成約データに準じるものとする。</p> <p>第十四条 購入済の取引商品を当日に再度売却してはならない。取引商品の売却資金は、当該</p>
--	---

<p>的交易。</p> <p>第十五条 交易主体可以通过交易机构获取交易凭证及其他相关记录。</p> <p>第十六条 碳排放配额的清算交收业务，由注册登记机构根据交易机构提供的成交结果按规定办理。</p> <p>第十七条 交易机构应当妥善保存交易相关的原始凭证及有关文件和资料，保存期限不得少于20年。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 风险管理</b></p> <p>第十八条 生态环境部可以根据维护全国碳排放权交易市场健康发展的需要，建立市场调节保护机制。当交易价格出现异常波动触发调节保护机制时，生态环境部可以采取公开市场操作、调节国家核证自愿减排量使用方式等措施，进行必要的市场调节。</p> <p>第十九条 交易机构应建立风险管理制度，并报生态环境部备案。</p> <p>第二十条 交易机构实行涨跌幅限制制度。</p> <p>交易机构应当设定不同交易方式的涨跌幅比例，并可以根据市场风险状况对涨跌幅比例进行调整。</p> <p>第二十一条 交易机构实行最大持仓量限制制度。交易机构对交易主体的最大持仓量进行实时监控，注册登记机构应当对交易机构实时监控提供必要支持。</p> <p>交易主体交易产品持仓量不得超过交易机构规定的限额。</p> <p>交易机构可以根据市场风险状况，对最大持仓量限额进行调整。</p> <p>第二十二条 交易机构实行大户报告制度。</p> <p>交易主体的持仓量达到交易机构规定的大户报告标准的，交易主体应当向交易机构报告。</p>	<p>取引日の取引に使用することができる。</p> <p>第十五条 取引主体は、取引機関を通じて取引エビデンスおよびその他の関連記録を取得することができる。</p> <p>第十六条 炭素排出枠の清算・受渡業務は、登録登記機関が取引機関の提供した成約結果に基づき規定に従い行う。</p> <p>第十七条 取引機関は、取引に関するオリジナルのエビデンスおよび関連文書ならびに資料を適切に保存しなければならない。保存期限は20年を下回ってはならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 リスク管理</b></p> <p>第十八条 生態環境部は、全国炭素排出権取引市場の健全な発展への必要性に応じて、市場調節保護メカニズムを構築することができる。取引価格に異常な変動が発生し、調節保護メカニズムに抵触した場合、生態環境部は、公開市場操作・国家認証任意排出削減量(CCER)の使用方式の調節などの措置を講じて、必要な市場調節を行うことができる。</p> <p>第十九条 取引機関は、リスク管理制度を構築し、生態環境部に報告して備案しなければならない。</p> <p>第二十条 取引機関は、変動制限制度を実行する。</p> <p>取引機関は、それぞれの取引方式の変動幅の比率を設定しなければならない。市場リスク状況に応じて変動幅の比率を調整することができる。</p> <p>第二十一条 取引機関は、最大保有量制限制度を実行する。取引機関は、取引主体の最大保有量に対してリアルタイムのモニタリングを行い、登録登記機関は、取引機関によるリアルタイムのモニタリングに必要な支援を提供しなければならない。</p> <p>取引主体の取引商品保有量は、取引機関の規定する限度額を超過してはならない。</p> <p>取引機関は、市場リスク状況に応じて、最大保有量の限度を調整することができる。</p> <p>第二十二条 取引機関は、大口報告制度を実行する。</p> <p>取引主体の保有量が取引機関の規定する大口報告基準に達した場合、取引主体は、取引機関に報告しなければならない。</p>
---	--

第二十三条 交易机构实行风险警示制度。交易机构可以采取要求交易主体报告情况、发布书面警示和风险警示公告、限制交易等措施，警示和化解风险。

第二十四条 交易机构应当建立风险准备金制度。风险准备金是指由交易机构设立，用于为维护碳排放权交易市场正常运转提供财务担保和弥补不可预见风险带来的亏损的资金。风险准备金应当单独核算，专户存储。

第二十五条 交易机构实行异常交易监控制度。交易主体违反本规则或者交易机构业务规则、对市场正在产生或者将产生重大影响的，交易机构可以对该交易主体采取以下临时措施：

- (一) 限制资金或者交易产品的划转和交易；
- (二) 限制相关账户使用。

上述措施涉及注册登记机构的，应当及时通知注册登记机构。

第二十六条 因不可抗力、不可归责于交易机构的重大技术故障等原因导致部分或者全部交易无法正常进行的，交易机构可以采取暂停交易措施。

导致暂停交易的原因消除后，交易机构应当及时恢复交易。

第二十七条 交易机构采取暂停交易、恢复交易等措施时，应当予以公告，并向生态环境部报告。

#### 第四章 信息管理

第二十八条 交易机构应建立信息披露与管理制度，并报生态环境部备案。交易机构应当在每个交易日发布碳排放配额交易行情等公开信息，定期编制并发布反映市场成交情况的各类报表。

根据市场发展需要，交易机构可以调整信息发布的具体方式和相关内容。

第二十九条 交易机构应当与注册登记机构建立管理协调机制，实现交易系统与注册登记系统

第二十三条 取引機関は、リスク警告制度を実行する。取引機関は、取引主体に対する状況報告の要求・書面による警告およびリスク警告公告の公布・取引制限などの措置を講じ、リスクを警告および除去することができる。

第二十四条 取引機関は、リスク準備金制度を構築しなければならない。リスク準備金とは、取引機関が設置し、炭素排出権取引市場の正常な運営維持のために財務担保を提供および予測不能なリスクがもたらす損失を補填するために使用する資金を指す。リスク準備金は、単独計算・専用口座への預入を行わなければならない。

第二十五条 取引機関は、異常取引モニタリング制度を実行する。取引主体が本規則あるいは取引機関の業務規則に違反し、市場に重大な影響を及ぼしている、あるいは将来的に及ぼす場合、取引機関は、当該取引主体に対して以下の臨時措置を講じることができる：

- (一) 資金あるいは取引商品の移転および取引を制限する；
- (二) 関連アカウントの使用を制限する。

上述の措置が登録登記機関に関わる場合、速やかに登録登記機関に通知しなければならない。

第二十六条 不可抗力・取引機関への責任帰属が不能な重大技術トラブルなどの原因により一部あるいはすべての取引を正常に行うことができない場合、取引機関は、取引の一時停止措置を講じることができる。

取引一時停止を招いた原因の解消後、取引機関は、速やかに取引を再開させなければならない。

第二十七条 取引機関は、取引一時停止・取引再開などの措置を講じる場合、公告のうえ、生态环境部に報告しなければならない。

#### 第四章 情報管理

第二十八条 取引機関は、情報開示および管理制度を構築し、生态环境部に報告して備案しなければならない。取引機関は、毎取引日に炭素排出権取引の相場動向などの公開情報を公布し、定期的に市場の成約状況を反映させた各種報告表を作成かつ発表しなければならない。

市場の発展への必要性に応じて、取引機関は、情報発表の具体的な方式および関連内容を調整することができる。

第二十九条 取引機関は、登録登記機関と管理協力メカニズムを構築し、取引システムと登録登

的互通互联，确保相关数据和信息及时、准确、安全、有效交换。

第三十条 交易机构应当建立交易系统的灾备系统，建立灾备管理机制和技术支撑体系，确保交易系统和注册登记系统数据、信息安全。

第三十一条 交易机构不得发布或者串通其他单位和个人发布虚假信息或者误导性陈述。

## 第五章 监督管理

第三十二条 生态环境部加强对交易机构和交易活动的监督管理，可以采取询问交易机构及其从业人员、查阅和复制与交易活动有关的信息资料、以及法律法规规定的其他措施等进行监管。

第三十三条 全国碳排放权交易活动中，涉及交易经营、财务或者对碳排放配额市场价格有影响的尚未公开的信息及其他相关信息内容，属于内幕信息。禁止内幕信息的知情人、非法获取内幕信息的人员利用内幕信息从事全国碳排放权交易活动。

第三十四条 禁止任何机构和个人通过直接或者间接的方法，操纵或者扰乱全国碳排放权交易市场秩序、妨碍或者有损公正交易的行为。因为上述原因造成严重后果的交易，交易机构可以采取适当措施并公告。

第三十五条 交易机构应当定期向生态环境部报告的事项包括交易机构运行情况和年度工作报告、经会计师事务所审计的年度财务报告、财务预决算方案、重大开支项目情况等。

交易机构应当及时向生态环境部报告的事项包括交易价格出现连续涨跌停或者大幅波动、发现重大业务风险和技术风险、重大违法违规行或者涉及重大诉讼、交易机构治理和运行管理等出现重大变化等。

記システムの連動を実現させ、関連データおよび情報の適時・正確・安全・有効な交換を保証しなければならない。

第三十条 取引機関は、取引システムの災害時の復旧システムを構築し、災害管理メカニズムおよび技術サポート体系を構築し、取引システムおよび登録登記機関システムのデータ・情報の安全性を保証しなければならない。

第三十一条 取引機関は、虚偽の情報または誤解を招く陳述を公布、あるいはその他単位および個人と共謀して公布してはならない。

## 第五章 监督管理

第三十二条 生态环境部は、取引機関および取引活動に対する監督管理を強化し、取引機関およびその職員への質問・取引登記活動に関わる情報資料の調査および複製、および法律法規の規定するその他措置などを講じて監督管理を行うことができる。

第三十三条 全国炭素排出権取引活動において、取引経営・財務あるいは炭素排出枠の市場価格に対して影響を与える未公開情報およびその他関連情報の内容は、インサイダー情報に属する。インサイダー情報の内情に詳しい者・違法にインサイダー情報を取得した者がインサイダー情報を利用して全国炭素排出権取引活動に従事することを禁止する。

第三十四条 いかなる機構および個人も直接あるいは間接的な方法を通じた全国炭素排出権取引市場の秩序を操作あるいは攪乱、公正な取引を妨害あるいは損ねる行為を禁止する。上述の原因により重大な結果を招いた取引について、取引機関は、適当な措置を講じ、公告することができる。

第三十五条 取引機関が定期的に生态环境部に報告しなければならない事項には、取引機関の運営状況および年度業務報告・会計士事務所の監査を受けた年度財務報告・財務予算決算プラン・重大支出項目状況などを含む。

取引機関が速やかに生态环境部に報告しなければならない事項には、取引価格に連続的なストップ高/ストップ安あるいは大幅な変動が発生した、重大な業務リスクおよび技術的リスク・重大な法律規定違反行為を発見した、あるいは重大訴訟に関わる、取引機関のガバナンスおよび運営管理などに重大変化の発生した場合などを含む。

第三十六条 交易机构对全国碳排放权交易相关信息负有保密义务。交易机构工作人员应当忠于职守、依法办事，除用于信息披露的信息之外，不得泄露所知悉的市场交易主体的账户信息和业务信息等信息。交易系统软硬件服务提供者等全国碳排放权交易或者服务参与、介入相关主体不得泄露全国碳排放权交易或者服务中获取的商业秘密。

第三十七条 交易机构对全国碳排放权交易进行实时监控和风险控制，监控内容主要包括交易主体的交易及其相关活动的异常业务行为，以及可能造成市场风险的全国碳排放权交易行为。

## 第六章 争议处置

第三十八条 交易主体之间发生有关全国碳排放权交易的纠纷，可以自行协商解决，也可以向交易机构提出调解申请，还可以依法向仲裁机构申请仲裁或者向人民法院提起诉讼。

交易机构与交易主体之间发生有关全国碳排放权交易的纠纷，可以自行协商解决，也可以依法向仲裁机构申请仲裁或者向人民法院提起诉讼。

第三十九条 申请交易机构调解的当事人，应当提出书面调解申请。交易机构的调解意见，经当事人确认并在调解意见书上签章后生效。

第四十条 交易机构和交易主体，或者交易主体间发生交易纠纷的，当事人均应当记录有关情况，以备查阅。交易纠纷影响正常交易的，交易机构应当及时采取止损措施。

## 第七章 附则

第四十一条 交易机构可以根据本规则制定交易业务规则等实施细则。

第四十二条 本规则自公布之日起施行。

第三十六条 取引機関は、全国炭素排出権取引の関連情報に対して、秘密保持義務を負う。取引機関の職員は、職務に忠実かつ法に基づき業務を行わなければならない。情報開示に使用する情報を除き、知りえた市場取引主体のアカウント情報および業務情報などの情報を漏洩してはならない。取引システムのソフト/ハードウェアのサービス提供者などの全国炭素排出権取引あるいはサービスの参加・介入関連主体は、全国炭素排出権取引あるいはサービスにおいて知りえた商業機密を漏洩してはならない。

第三十七条 取引機関は、全国炭素排出権取引に対してリアルタイムのモニタリングおよびリスクコントロールを行い、モニタリング内容には、主として取引主体の取引およびその関連活動の異常な業務行為、および市場リスクをもたらす可能性のある全国炭素排出権取引行為を含む。

## 第六章 争議处理

第三十八条 取引主体間に全国炭素排出権取引に関する紛争が発生した場合、自ら協議により解決することも、取引機関に調停申請を提出することも、さらには法に基づき仲裁機関に仲裁を申請あるいは人民法院に訴訟を提起することもできる。

取引機関と取引主体間に全国炭素排出権取引に関する紛争が発生した場合、自ら協議により解決することも、法に基づき仲裁機関に仲裁を申請あるいは人民法院に訴訟を提起することもできる。

第三十九条 取引機関による調停を申請する当事者は、書面にて調停申請を提出しなければならない。取引機関の調停意見は、当事者の確認を経て、調停意見書への押印後、発効する。

第四十条 取引機関および取引主体、あるいは取引主体間に取引の紛争が生じた場合、当事者はすべて関連状況を記録して、調査に備えなければならない。取引紛争が正常な取引に影響する場合、取引機関は、速やかにストップロスの措置を講じなければならない。

## 第七章 附則

第四十一条 取引機関は、本規則に基づき取引業務規則などの実施細則を制定することができる。

第四十二条 本規則は、公布日より施行する。

<p>附件3</p> <p style="text-align: center;"><b>碳排放权结算管理规则（试行）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 总则</b></p> <p>第一条 为规范全国碳排放权交易的结算活动，保护全国碳排放权交易市场各参与方的合法权益，维护全国碳排放权交易市场秩序，根据《碳排放权交易管理办法（试行）》，制定本规则。</p> <p>第二条 本规则适用于全国碳排放权交易的结算监督管理。全国碳排放权注册登记机构（以下简称注册登记机构）、全国碳排放权交易机构（以下简称交易机构）、交易主体及其他相关参与方应当遵守本规则。</p> <p>第三条 注册登记机构负责全国碳排放权交易的统一结算，管理交易结算资金，防范结算风险。</p> <p>第四条 全国碳排放权交易的结算应当遵守法律、行政法规、国家金融监管的相关规定以及注册登记机构相关业务规则等，遵循公开、公平、公正、安全和高效的原则。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 资金结算账户管理</b></p> <p>第五条 注册登记机构应当选择符合条件的商业银行作为结算银行，并在结算银行开立交易结算资金专用账户，用于存放各交易主体的交易资金和相关款项。</p> <p>注册登记机构对各交易主体存入交易结算资金专用账户的交易资金实行分账管理。</p> <p>注册登记机构与交易主体之间的业务资金往来，应当通过结算银行所开设的专用账户办理。</p> <p>第六条 注册登记机构应与结算银行签订结算协议，依据中国人民银行等有关主管部门的规定和协议约定，保障各交易主体存入交易结算资金专用账户的交易资金安全。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 结算</b></p> <p>第七条 在当日交易结束后，注册登记机构应当根据交易系统的成交结果，按照货银对付的原</p>	<p>付属文書 3</p> <p style="text-align: center;"><b>炭素排出権決済管理規則（試行）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>第一条 全国炭素排出権取引の決済活動を規範化し、全国炭素排出権取引市場の各参加者の合法的權益を保護し、全国炭素排出権市場の秩序を維持するため、《炭素排出権取引管理弁法（試行）》に基づき、本規則を制定する。</p> <p>第二条 本規則は、全国炭素排出権取引の決済監督管理に適用する。全国炭素排出権登録登記機関（以下、登録登記機関）・全国炭素排出権取引機関（以下、取引機関）・登記主体およびその他参加者は、本規則を遵守しなければならない。</p> <p>第三条 登録登記機関は、全国炭素排出権取引の統一決済の責を負い、取引決済資金を管理し、決済リスクを防止する。</p> <p>第四条 全国炭素排出権取引の決済は、法律・行政法規・国家金融監督管理の関連規定および登録登記機関の関連業務規則などを遵守し、公開・公平・公正・安全および高効率の原則を遵守しなければならない</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 資金決済口座の管理</b></p> <p>第五条 登録登記機関は、条件に合致する商業銀行を決済銀行として選択のうえ、決済銀行において取引決済資金専用口座を開設し、各取引主体の取引資金および関連代金の預け入れに使用しなければならない。</p> <p>登録登記機関は、各取引主体が取引決済資金専用口座に預け入れる取引資金に対して口座別管理を実行する。</p> <p>登録登記機関と取引主体間の業務資金の往来は、決済銀行に開設した専用口座を通じて行わなければならない。</p> <p>第六条 登録登記機関は、決済銀行と決済協議を締結し、中国人民銀行などの関連主管部門の規定および協議の約定に基づき、各取引主体が取引決済資金専用口座に預け入れる取引資金の安全性を保障しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 決済</b></p> <p>第七条 当日の取引終了後、登録登記機関は、取引システムの成約結果に基づき、代金引換払い</p>
---	--

則，以每个交易主体为结算单位，通过注册登记系统进行碳排放配额与资金的逐笔全额清算和统一交收。

第八条 当日完成清算后，注册登记机构应当将结果反馈给交易机构。经双方确认无误后，注册登记机构根据清算结果完成碳排放配额和资金的交收。

第九条 当日结算完成后，注册登记机构向交易主体发送结算数据。如遇到特殊情况导致注册登记机构不能在当日发送结算数据的，注册登记机构应及时通知相关交易主体，并采取限制出入金等风险管控措施。

第十条 交易主体应当及时核对当日结算结果，对结算结果有异议的，应在下一交易日开市前，以书面形式向注册登记机构提出。交易主体在规定时间内没有对结算结果提出异议的，视作认可结算结果。

#### 第四章 监督与风险管理

第十一条 注册登记机构针对结算过程采取以下监督措施：

(一) 专岗专人。根据结算业务流程分设专职岗位，防范结算操作风险。

(二) 分级审核。结算业务采取两级审核制度，初审负责结算操作及银行间头寸划拨的准确性、真实性和完整性，复审负责结算事项的合法合规性。

(三) 信息保密。注册登记机构工作人员应当对结算情况和相关信息严格保密。

第十二条 注册登记机构应当制定完善的风险防范制度，构建完善的技术系统和应急响应程序，对全国碳排放权结算业务实施风险防范和控制。

第十三条 注册登记机构建立结算风险准备金制度。结算风险准备金由注册登记机构设立，用于垫付或者弥补因违约交收、技术故障、操作失误、不可抗力等造成的损失。风险准备金应当单独核

の原則に基づき、各取引主体を決済単位として、登録登記システムを通じて炭素排出枠と資金の一件毎のグロス清算および統一受渡を行わなければならない。

第八条 当日の清算完了後、登録登記機関は、結果を取引機関にフィードバックしなければならない。双方が誤りのないことを確認した後、登録登記機関が清算結果に基づき炭素排出枠および資金の受渡を完了させる。

第九条 当日の決済完了後、登録登記機関は、取引主体に決済データを送信する。特殊な状況により登録登記機関が当日に決済データを送信することができない場合、登録登記機関は、速やかに関連取引主体に通知し、出入金制限などのリスク管理コントロール措置を講じなければならない。

第十条 取引主体は、当日の決済結果を速やかに確認し、決済結果について異議がある場合、翌取引日の取引開始までに、書面形式にて登録登記機関に提出しなければならない。取引主体が規定の時間内に決済結果に対する異議を提出しなかった場合、決済結果を認可したものと見なす。

#### 第四章 監督およびリスク管理

第十一条 登録登記機関は、決済プロセスに対して以下の監督措置を講じる：

(一) 専門職務・専門職員。決済業務フローに基づき専門職のポジションをそれぞれ設置し、決済オペレーション上のリスクを防止する。

(二) 段階審査。決済業務は二段階審査制度を採用し、一次審査は、決済オペレーションおよび銀行間のポジション振替の正確性・真実性および完全性を担当し、二次審査は、決済事項の合法・コンプライアンス性を担当する。

(三) 情報の秘密保持。登録登記機関の職員は、決済状況および関連情報について厳格に秘密を保持しなければならない。

第十二条 登録登記機関は、完備されたリスク防止制度を制定し、完備された技術システムおよび緊急対応手順を構築し、全国炭素排出権決済業務に対してリスク防止およびコントロールを実施しなければならない。

第十三条 登録登記機関は、決済リスク準備金制度を構築する。決済リスク準備金は、登録登記機関が設置し、規約違反による受渡・技術上のトラブル・オペレーション上の過失・不可抗力など

<p>算，专户存储。</p> <p>第十四条 注册登记机构应当与交易机构相互配合，建立全国碳排放权交易结算风险联防联控制度。</p> <p>第十五条 当出现以下情形之一的，注册登记机构应当及时发布异常情况公告，采取紧急措施化解风险：</p> <p>（一）因不可抗力、不可归责于注册登记机构的重大技术故障等原因导致结算无法正常进行；</p> <p>（二）交易主体及结算银行出现结算、交收危机，对结算产生或者将产生重大影响。</p> <p>第十六条 注册登记机构实行风险警示制度。注册登记机构认为有必要的，可以采取发布风险警示公告，或者采取限制账户使用等措施，以警示和化解风险，涉及交易活动的应当及时通知交易机构。</p> <p>出现下列情形之一的，注册登记机构可以要求交易主体报告情况，向相关机构或者人员发出风险警示并采取限制账户使用等处置措施：</p> <p>（一）交易主体碳排放配额、资金持仓量变化波动较大；</p> <p>（二）交易主体的碳排放配额被法院冻结、扣划的；</p> <p>（三）其他违反国家法律、行政法规和部门规章规定的情况。</p> <p>第十七条 提供结算业务的银行不得参与碳排放权交易。</p> <p>第十八条 交易主体发生交收违约的，注册登记机构应当通知交易主体在规定期限内补足资金，交易主体未在规定时间内补足资金的，注册登记机构应当使用结算风险准备金或自有资金予以弥补，并向违约方追偿。</p> <p>第十九条 交易主体涉嫌严重违法违规，正在被司法机关、国家监察机关和生态环境部调查的，注册登记机构可以对其采取限制登记账户使用的</p>	<p>によりもたらされた損失の立替あるいは補填に使用する。リスク準備金は、単独計算・専用口座への預入を行わなければならない。</p> <p>第十四条 登録登記機関は、取引機関と相互に協力し、全国炭素排出権取引決済リスク共同防止コントロール制度を構築しなければならない。</p> <p>第十五条 以下の状況のいずれかが発生した場合、登録登記機関は、速やかに異常状況公告を公布し、緊急措置を講じてリスクを除去しなければならない：</p> <p>（一）不可抗力・登録登記機関への責任帰属が不能な重大技術トラブルなどの原因により決済を正常に行うことができない場合；</p> <p>（二）取引主体および決済銀行に決済・受渡の危機が発生し、決済に重大な影響を及ぼしている、あるいは将来的に及ぼす場合。</p> <p>第十六条 登録登記機関は、リスク警告制度を実行する。登録登記機関は、必要であると判断した場合、リスクを警告および除去するために、リスク警告公告を公布、あるいはアカウントの使用制限などの措置を講じることができ、取引活動に関わる場合、速やかに取引機関に通知しなければならない。</p> <p>下記の状況のいずれかが生じた場合、登録登記機関は、取引主体に状況を報告するよう要求し、関連機関あるいは職員にリスク警告を発出し、アカウントの使用制限などの処置・措置を講じることができる：</p> <p>（一）取引主体の炭素排出枠・資金保有量の変動幅が比較的大きい場合；</p> <p>（二）取引主体の炭素排出枠が法院に凍結・控除された場合；</p> <p>（三）その他の国家の法律・行政法規および部門規則の規定に違反する状況。</p> <p>第十七条 決済業務を提供する銀行は、炭素排出権取引に参加してはならない。</p> <p>第十八条 取引主体に受渡の規約違反が生じた場合、登録登記機関は、取引主体に規定の期限内に資金を補充するよう通知しなければならない、取引主体が規定の期限内に資金を補充しなかった場合、登録登記機関は、決済リスク準備金あるいは自己保有資金を使用して補填し、併せて違約者に返済を請求しなければならない。</p> <p>第十九条 取引主体に重大な法律規定違反の嫌疑があり、現在、司法機関・国家監察機関および生態環境部から調査を受けている場合、登録登</p>
---	--

<p>措施，其中涉及交易活动的应当及时通知交易机构，经交易机构确认后采取相关限制措施。</p> <p style="text-align: center;"><b>第五章 附则</b></p> <p>第二十条 清算：是指按照确定的规则计算碳排放权和资金的应收应付数额的行为。</p> <p>交收：是指根据确定的清算结果，通过变更碳排放权和资金履行相关债权债务的行为。</p> <p>头寸：指的是银行当前所有可以运用的资金的总和，主要包括在中国人民银行的超额准备金、存放同业清算款项净额、银行存款以及现金等部分。</p> <p>第二十一条 注册登记机构可以根据本规则制定结算业务规则等实施细则。</p> <p>第二十二条 本规则自公布之日起施行。</p>	<p>記機関は、当該主体に対して登記アカウントの使用制限措置を講じることができ、取引活動に関わる場合、速やかに取引機関に通知し、取引機関が確認した後に関連制限措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第五章 附則</b></p> <p>第二十条 清算とは、確定した規則に基づき炭素排出権および資金を受け取るあるいは支払わなければならない数量・金額を計算する行為を指す。</p> <p>受渡とは、確定した清算結果に基づき、炭素排出権および資金の変更を通じて、関連債権・債務を履行する行為を指す。</p> <p>ポジションとは、銀行の現在運用可能なすべての資金の総和を指し、主として中国人民銀行の超過準備金・同業間預入清算金純額・銀行預金および現金などの部分を含む。</p> <p>第二十一条 登録登記機関は、本規則に基づき決済業務規則などの実施細則を制定することができる。</p> <p>第二十二条 本規則は、公布日より施行する。</p>
--	--